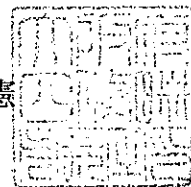


四條畷市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例の制定の請求があり、平成28年4月8日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年4月11日

四條畷市長 土 井 一 憲



1 四條畷市条例制定請求代表者の住所及び氏名

四條畷市田原台四丁目18番11号	横溝 幸徳
四條畷市南野二丁目9番60号	早田 有為子
四條畷市大字蒔屋392番地の6	辻村 淳子

2 請求の趣旨

四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求の要旨

教育行政組織法第1条の3第4項は、委員会の権限行使の独立を定めており、文部科学省は、その根拠を、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保と共に、地域住民の意向の反映にあるとし、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要であるとしています。

また、学校教育法施行規則41条では、標準学級を下回る場合の学校存廃の判断を教育委員会に委ねており、文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は、6学級以下なった時であっても「学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合」学校統合を選択しなくてよいとしています。

にもかかわらず学校適正配置審議会は、3小学校1中学校を廃止し1小学校を

新設する学校配置案の適正について、「住民の意見は取り上げない、計画の賛否を審議する場でない」との審議指揮の下に、3800筆の署名や多くの住民の反対意見について検討することもなく計画を妥当なものと答申しました。住民から計画の是非について諮問されているのに計画を前提とした審議しかされていないとして再審議を求める請願が出されましたが、教育委員会は12学級維持が最優先課題だとしてこの請願を不採択としました。

小中学校の廃校決定が、地域コミュニティの存続に重大な影響を及ぼすものであっても、教育委員会に対して政治責任を問う選挙や裁判官の国民審査に当たるような制度がないことが、地域の意向を尊重しない教育委員会の運営をもたらしていると考えざるを得ません。

そこでこの条例により、学校の廃止という地域コミュニティの存続にかかわる教育委員会の決定は、廃止される校区の住民投票で過半数の同意を得られない場合にはこれを実施できないものとし、もって、四條畷の各小中学校区が安心して子育てできる地域であることを保障しようとするものです。